

## 平成30年度機構集積協力金の交付単価の変更について【重要】

問 農林振興課 営農推進係  
☎476-1111 (513・514)

### 平成30年度機構集積協力金の交付単価変更及び 申込み期限の締め切りについて

農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りを行った場合、機構集積協力金が支払われますが、平成30年度から機構集積協力金の交付単価となる基準が変更となりましたのでお知らせいたします。

また、本事業は、平成26年度から平成30年度までの継続事業で、平成30年度が本事業としての最終年度であり、平成31年度以降の事業継続については現在未定であることと、申請後の協力金支払いまでの手続きに要する期間のことを考慮しまして、**本年度に限り、申請の締め切りが平成30年7月末までとなっておりますので十分に注意してください。**

#### 【変更後の機構集積協力金（経営転換協力金）】

- ①単価区分は、1戸当たり単価を、面積当たりの単価に見直す。
  - ②交付単価は、3.5万円/10aを上限とする。
- ただし、国の単価区分毎の上限単価を超えないよう、1戸当たりの交付総額に上限を設ける。

協力金の種類	平成26年度～平成29年度		平成30年度
機構集積協力金 (経営転換協力金)	(機構への貸付面積)	(金額)	(機構への貸付面積及び金額)
	0.5ha以下	30万円/戸 以内	3.5万円/10a 以内
	0.5ha超2.0ha以下	50万円/戸 以内	ただし、以下の金額を1戸当たりの上限とする
2.0ha超	70万円/戸 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2ha以下 : 50万円/戸 (上限)</li> <li>• 2ha超 : 70万円/戸 (上限)</li> </ul>	

#### ■農薬の安全使用に努めましょう

毎年6月から9月までは「**農薬適正使用推進期間**」です。

#### 【遵守する事項】

- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 使用する人の安全  | 使用者自身の健康管理、安全使用                                |
| 2. 作物に対する安全  | 適期、適正防除での薬害防止                                  |
| 3. 農作物に対する安全 | 消費者への安全な農作物を提供<br>(農薬安全使用基準の遵守)                |
| 4. 環境に対する安全  | 周辺環境への影響防止<br>(周辺住民等への危被害防止)<br>(河川、海などへの汚染防止) |
| 5. 保管管理の安全   | 保管管理の徹底で事故防止                                   |

農薬ラベルを確認しましょう。

農薬の飛散(ドリフト)にも注意しましょう。